

## 箕面市勤労者互助会 給付金給付規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、箕面市勤労者互助会（以下「互助会」という。）の会員の相互扶助と連帯を深めるため、箕面市勤労者互助会規約（以下「規約」という。）第3条第1号の規定に基づき給付金の給付について必要な事項を定めるものとする。

### (給付事業の範囲と実施方法)

第2条 給付事業の範囲は、別表第1及び別表第2のとおりとし、会員にその給付事由が発生した時は、給付金等を給付するものとする。

2 別表第1の給付事業は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木 2-11-17、以下「全労済協会」という。）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約（以下「保険契約」という。）を締結して実施し、互助会または会員が保険契約の被保険者となるものとする。

3 別表第1の給付金の給付の条件等は、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。

4 別表第2の給付事業は、互助会が独自に実施し、給付金等の給付の条件等は、互助会が別に定めるものとする。

### (給付金の請求)

第3条 給付金の請求をしようとするときは、所定の用紙に給付事由の発生を証する書類を添えて、速やかに会長に提出するものとする。なお、給付金の請求期間は、給付事由発生の日から3年間とする。

### (認 定)

第4条 別表第2に定める互助会が独自に実施する給付に関する認定は、公共機関等の発行する証明書その他に基づき会長が行うものとする。

### (給付の決定通知)

第5条 給付金の給付が決定したときは、所定の通知書を会員または給付金の受取人に送付するものとする。

### (給付金を支払わない場合)

第6条 給付金は、給付事由が生じた日の属する月の前月末日（ただし、末日が休日のときは、その翌日）までに会費を納入していない場合、支払わないことができる。

### (給付金の返還)

第7条 会員または給付金の受取人が、偽りその他不正の行為により、給付金の給付を受けた場合、会長は、

その者から当該給付金を返還させるものとする。

### (異議の申立)

第8条 会員または給付金の受取人が、給付の決定内容に不服がある場合は、給付の決定があった日の翌日から起算して90日以内に異議の申立てをすることができる。

### (細 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、給付金に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、昭和61年10月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規程は、平成23年6月1日から施行する

#### (経過措置)

2 この規程の施行の前日に発生した共済給付については、なお従前の例による。

3 第10条の改正については平成22年3月31日までに発生した共済給付についてはなお従前の例による。

### 附 則

この規程は、平成24年1月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する  
(経過措置)
- 2 この規程の施行の前日に発生した共済給付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年6月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 結婚祝金について、平成28年6月1日から平成29年3月31日は独自給付額を10,000円とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

給付事由			給付金額（円）	
死亡保険金	会員本人	交通事故により死亡した場合	650,000	
		不慮の事故により死亡した場合	350,000	
		疾病により死亡した場合	71歳未満	200,000
			71歳以上	100,000
死亡弔慰金	会員の配偶者が死亡した場合		100,000	
	会員の子が死亡した場合		40,000	
	会員の親が死亡した場合		15,000	
	会員の同居親族が住宅災害により死亡した場合		20,000	
重度障害障害保険・後遺	会員本人	交通事故により後遺障害の状態となった場合	650,000～26,000	
		不慮の事故により後遺障害の状態となった場合	350,000～14,000	
		疾病により重度障害の状態となった場合	71歳未満	200,000
			71歳以上	100,000
傷病休業保険金	会員本人	傷病により右の期間を休業した場合	14日以上	15,000
			30日以上	30,000
			60日以上	40,000
			90日以上	50,000
			120日以上	70,000
住宅災害保険金	火災等による	会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となった場合	50%以上	400,000
			30%以上50%未満	280,000
			20%以上30%未満	200,000
			20%未満	80,000
	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合	70%以上	120,000
			20%以上70%未満	60,000
			20%未満	12,000
			会員の居住する建物の床上浸水	
祝金	結婚祝金	会員が結婚した場合	30,000	
	出生祝金	会員に子が出生した場合	16,000	
	就学祝金	会員の子が小学校に入学した場合	10,000	
	勤続祝金	会員が勤続して右の期間を経過した場合	10年	5,000
			20年	10,000
30年			10,000	

別表第2（第2条関係）

給付事由	給付金額（円）
住宅災害による同居親族の死亡弔慰金（5名まで）	20,000
会員の子が中学校に入学した時	10,000